



平成 21 年 2 月 5 日

各 位

会 社 名 オックスホールディングス株式会社
代 表 者 名 取締役社長 大脇高志
本 社 所 在 地 東京都港区芝大門 2 丁目 6-6
証 券 コード 2350 (大証 ヘラクレス・S)
問 合 せ 先 管 理 部 長 中 部 裕 司
(TEL 03-5776-2305)

有価証券報告書の提出未了に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 22 日付「定時株主総会の開催および有価証券報告書の提出に関するお知らせ」にて、定時株主総会の開催延期および有価証券報告書の提出遅延等の状況についてお知らせいたしました。当該事項に関するその後の状況等について、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、平成 20 年 12 月 5 日付で、会計監査人から会社法に基づく監査において、監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領いたしました。このため、連結計算書類および計算書類に基づいた報告を行うことができないことを考慮し、定時株主総会を延期とする旨、取締役会で決議し、これに伴い、有価証券報告書を金融商品取引法第 24 条第 1 項に定める提出期限(平成 21 年 1 月 5 日)までに提出できない見込みとなりました。

当社といたしましては、監査意見不表明の主要因である「当社の継続企業の前提である長期借入金による資金調達の可否について、当該監査時点では適正な監査意見を表明するための合理的な基礎を得ることが出来ない」ことの解消を図るべく、鋭意努力してまいりました。しかしながら、前述のとおり、有価証券報告書を法定提出期限までに提出できない見込みとなったことにより、平成 20 年 12 月 26 日付で、当社の会計監査人である公認会計士桜友共同事務所 公認会計士松淵敏朗 公認会計士尾関高德との監査契約を、監査契約の約款に基づき、合意解除することとなりました。

その後、当社は、資金の調達および後任の会計監査人の選任により、株主総会の開催および有価証券報告書の提出を早期に行うべく努めておりましたが、最終的には資金調達を行うことができず、まことに遺憾ながら、本日時点において、株主総会の開催および有価証券報告書の提出を行うことはできませんでした。

これに伴い、株式会社大阪証券取引所の定めるニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例平成 20 年 4 月 1 日改正付則第 2 項に該当し、以下のとおり、平成 21 年 2 月 6 日付で整理銘柄に指定されることとなります。

1. 整理銘柄指定期間 平成 21 年 2 月 6 日(金)から平成 21 年 3 月 5 日(木)まで
2. 上場廃止日 平成 21 年 3 月 6 日(金)

本件につきましては、株主の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけする結果となり深くお詫び申し上げます。

以 上